

答申第 1107 号

諮問第 1753 号

件名：行政文書ファイル登録が平成 26 年迷人発見手配書の文書の不開示（不  
存在）決定に関する件

## 答 申

### 1 審査会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

### 2 審査請求の内容

#### (1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が令和 5 年 5 月 18 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、処分庁が令和 5 年 5 月 30 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

#### (2) 審査請求の理由 （略）

### 3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 本件処分の内容及び理由

##### ア 事実経過

##### (ア) 行政文書開示請求の受理

請求人は、令和 5 年 5 月 18 日に愛知県稲沢警察署（以下「稲沢警察署」という。）を訪れ窓口備付けの行政文書ファイル管理簿を閲覧した。請求人は、同日、当該ファイル管理簿に記載された特定のファイルに保存されている文書の開示を求める行政文書開示請求書を提出したことから処分庁はこれを受理した。

当該開示請求書には行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項として

行政文書ファイル登録が

平成 27 年～令和 5 年 行方不明者事案指揮簿

〃 迷人発見手配書

〃 探偵業申請・届出書

令和元～5 年 警告

## 稲沢署分

と記載されていた。

後日、警察本部警務部住民サービス課の情報公開担当者が請求内容を確認したところ、稲沢警察署の行政文書ファイル管理簿の登載内容と合致しなかったため、電話により請求人にこのことを説明し、請求人の了承の上で稲沢警察署のファイル管理簿の登載内容に合致する形に補正を行った。これにより、請求人が提出した行政文書開示請求書の行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項の記載内容は

行政文書ファイル登録が「平成 27 年 行方不明者事案指揮簿」のうち、平成 27 年から令和 5 年(請求日現在)までに登録された文書

行政文書ファイル登録が「平成 26 年 迷人発見手配書」の文書  
行政文書ファイル名が「平成 19 年 探偵業申請・届出書」のうち、平成 27 年から令和 5 年(請求日現在)までに登録された文書

行政文書ファイル登録が「令和 2 年～令和 5 年 警告」の文書

それぞれ稲沢警察署分

と補正(以下、補正後の開示請求書を「本件開示請求書」という。)された。

### (イ) 本件開示請求の対象文書の調査

処分庁は、本件開示請求を受け、行政文書ファイルに文書が保存されているか調査したところ、本件開示請求書の内容のうち、「平成 26 年迷人発見手配書」以外のファイルについては、いずれも文書が保存されていることを確認した。「平成 26 年迷人発見手配書」(以下「本件行政文書ファイル」という。)については、行政文書が 1 件も保存されておらず、対象となる行政文書は存在しないことを確認した。

### (ウ) 行政文書不開示決定

本件開示請求書のうち、本件行政文書ファイルについては、文書が保管されていないのに、誤って稲沢警察署情報公開窓口備付けの行政文書ファイル管理簿に登載されていたもの(以下、このようなファイルを「空ファイル」という。)であり、本件行政文書ファイルには保管されている文書そのものが存在していない。上記(ア)において請求人に開示請求書の補正を求めた際に、本件行政文書ファイルは空ファイルとなっている旨を説明したが、請求人は空のファイルであっても請求する旨の回答をしている。

よって、処分庁は、条例第 11 条第 2 項の「開示請求に係る行政文書を管理していないとき」に該当するとして、令和 5 年 5 月 30 日付

けで行政文書不開示決定（生人発第 1707 号。以下「本件処分」という。）を行った。

なお、本件開示請求書に記載された本件行政文書ファイル以外の請求内容については、それぞれ処理中又は処分を決定している。

#### イ 行政文書ファイル管理簿について

処分庁が管理する行政文書に係る開示請求の受付等を行う情報公開窓口には、開示請求者から行政文書の名称や行政文書を特定するのに役立つ情報として、行政文書ファイル管理簿が備え付けられている。

本件開示請求を受け、稲沢警察署において本件行政文書ファイル内の調査を実施したがファイル内に文書は保存されていなかった。愛知県警察本部においては以前より空ファイルの確認及び是正作業を実施していたが、本件行政文書ファイルについても同様に空ファイルであることが確認された。

なお、同作業で確認された空ファイルについては、後日行政文書ファイル管理簿の該当箇所に斜線で削除表示をする措置を行っている。

#### ウ 行政文書ファイル「迷人発見手配書」について

##### (ア) 当該ファイルで保存していた文書名と保存方法

当該ファイルで保存していた文書名は「迷い人照会」（平成 29 年 12 月 11 日廃止）であり、保存方法は受理から 5 年以内の「迷い人照会」については行政文書ファイル「迷人発見手配書（県内）」（常用）に紙資料として保存していた。身元が判明、又は 5 年経過したものについては行政文書ファイル「解決 迷い人電送文書等」（保存期間 1 年）に移し替え、保存期間満了後、廃棄処分とするものであった。

##### (イ) 当該文書の根拠規程

平成 26 年当時、行方不明者発見活動に関する規則の運用の制定（平成 22 年生総発甲第 38 号）において、「警察署長は、迷い人を発見したときは、年齢、人着、土地鑑等に基づき行方不明者照会及び他の警察署長に対する照会を実施し、当該迷い人について行方不明者届がなされていないかどうかを確認するものとする。」と規定されており、その具体的方法としては、行方不明者の手配等に関する様式の制定（平成 26 年生総発乙第 4 号。以下「旧通達」という。）において、「迷い人照会（様式第 3）警察署長は、迷い人を発見したときは、年齢、人相着衣、土地勘等に基づき行方不明者照会及びほかの警察署長に対する照会を実施し、当該行方不明者について行方不明届がなされていないかどうかを確認すること。県内の警察署に対して迷い人照会を実施する際は、この様式を用いた模写電報によること。」と規定されていた。

その後、平成 28 年から行政文書ファイル「迷人発見手配書(県内)」が廃止となり、代わって「至急通報システム」(保存期間 1 年)が作られたため、旧通達様式第 3「迷い人照会」は行政文書ファイル「至急通報システム」へ登録することとなった。

これにより、平成 27 年以前に受理した「迷い人照会」については、5 年を経過した令和 2 年に全ての文書が保存期間満了となったため、令和 3 年の時点で対象文書は存在しない。

(ウ) 空ファイルが存在した理由

稲沢警察署では、令和 4 年 11 月に文書点検を実施し、「迷人発見手配書(県内)」についても確認したが、同行政文書ファイルについては実際は空ファイルであったにもかかわらず、点検者が誤って「空ファイルでない」と判断したことで本来、行政文書ファイル管理簿から削除すべき同行政文書ファイルを削除しなかったものである。

(2) 請求人の主張の失当性

請求人は、請求した文書は、行政文書ファイル管理簿に記載されているので、行政文書が存在するはずである旨主張している。しかしながら、上記(1)で述べたとおり本件行政文書ファイルは空ファイルであることが確認されており、保管されている文書は存在しないことから本件処分に誤りはなく、請求人の主張は失当である。

(3) 結語

以上のとおり、本件処分は適正に行われていることから、本件審査請求は棄却されるべきである。

#### 4 審査会の判断

(1) 本件請求対象文書について

本件請求対象文書は、稲沢警察署が、平成 26 年迷人発見手配書という名称の行政文書ファイルに保管している行政文書である。

(2) 本件請求対象文書の存否について

処分庁によれば、平成 26 年迷人発見手配書という名称の行政文書ファイル内に行政文書が保管されているか確認をしたところ、存在しなかったとのことである。

また、平成 28 年に迷人発見手配書という名称の行政文書ファイルが廃止となり、平成 27 年以前に受理した当該ファイルにおいて保管すべき文書については、5 年を経過した令和 2 年に全ての文書が保存期間満了となったため、令和 3 年の時点で本件請求対象文書は存在しないとのことである。

これらのことからすれば、本件請求対象文書を作成若しくは取得していない又は廃棄済みであるとする処分庁の説明に特段不自然、不合理な点が

あるとは認められない。

(3) 審査請求人のその他の主張について

本件請求対象文書の存否については、前記(2)において述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

行政文書ファイル登録が「平成 26 年 迷人発見手配書」の文書 稲沢警察署  
分

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
5 . 7 . 28	諮問 (弁明書の写しを添付)
6 . 4 . 18 (第 684 回審査会)	処分庁職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
6 . 5 . 10 (第 685 回審査会)	審議
6 . 6 . 28	答申